

厚木市教育委員会点検評価概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効率的かつ効果的な教育行政の推進を図るとともに、教育委員会の責任体制の明確化を図り、市民の方々への説明責任を果たすために、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行います。

2 点検評価の対象

令和5年度の点検評価は、第2次厚木市教育振興基本計画の第1期実施計画（計画期間：令和3～5年度）に位置付けている74の実施計画事業を対象とします。

3 点検評価の方法

点検評価に当たっては、対象事業の実績等を踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針を自己点検・自己評価するとともに、教育に関し学識経験を有する委員の皆様から御意見や助言をいただき、報告書を作成します。

4 委員

氏名	区分	選任理由	備考
◎ ヤマダ アツシ 山田 淳司	学識経験者	厚木市教育委員会点検評価委員会規則第2条第2号	元厚木市立小学校長
○ ウスイ モトキ 臼井 基樹	〃	〃 第2条第2号	市PTA連絡協議会顧問
エグチ タケハル 江口 武春	公募による市民	〃 第2条第1号	-
ハヤシ モトハル 林 元春	学識経験者	〃 第2条第2号	元社会教育委員会議議長
カワカミ ノリコ 川上 範子	〃		元厚木市立中学校長

※◎…委員長、○…職務代理

5 スケジュール

7月上旬までに点検評価委員会を3回実施・報告書作成

日程	内容
6/12	第1回委員会：諮問、質疑応答（各課等長）
6/28	第2回委員会：質疑応答（各課等長）、委員意見の確認・意見交換
7/6	第3回委員会：報告書の最終確認、答申
7/25	市教育委員会定例会（審議）
10/5	市議会全員協議会（報告）